

専 門 部 規 約

第 1 条 専門部は、香川県高等学校体育連盟 部と称する。

第 2 条 専門部は、本連盟の目的達成のため事業を行なう。

第 3 条 専門部の行なう事業は、その年度始めにおいて評議員会の承認を受けるものとする。

第 4 条 専門部に次の役員を置く。

部会長 1 名 専門委員長 1 名 会計 1 名 常任委員 若干名
委員 若干名 監事 2 名

2 前項のほか特に必要がある場合は、副部会長を置くことができる。

第 5 条 各加盟校は当該クラブ顧問教職員を委員として選出する。ただし県内高校教職員でその種目に経験の深いものを委員として加える事が出来る。

第 6 条 部会長、副部会長は校長会において推せんし、専門委員長、会計、監事は委員会において互選し会長これを委嘱する。常任委員は委員会において選出する。

第 7 条 部会長は専門部を代表し、会務を総括する。

副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代行する。

専門委員長は部会長を補佐し、当該専門部の事務を処理する。

会計は専門部費の経理にあたる。監事は会計を監査する。

常任委員は委員会の決議に基づき会務を執行する。

第 8 条 役員の任期は 2 ケ年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は残任期間とする。

第 9 条 会議はすべて部会長が招集し、議長となる。

第 10 条 定例委員会は毎年 1 回開き、予算決算および事業の審議を行なう。

第 11 条 専門部の経費は本連盟の予算および寄付金をもってあてる。

(加盟校各部又は生徒より負担金を徴収してはならない。)

第 12 条 会計年度は本連盟の規約に準じ、本連盟監事の審査を受けるものとする。

第 13 条 事業実施に当っては、その要領を開催前年度の理事会に提出し、結果報告は事業終了後 1 週間以内とする。

附 則

第 14 条 本規約は昭和 42 年 4 月 18 日より施行する。

(昭和 46 年 4 月 22 日 一部改正)

(昭和 47 年 4 月 26 日 ")

(平成 3 年 4 月 18 日 ")

(平成 18 年 4 月 17 日 ")